

(表4)平成25年度立入検査 口頭指摘事項(具体例)

項目	指 摘 事 項	件数
資格に関すること		38
	水道技術管理者 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は規定等で明定しておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は水に注入される薬品等が施設基準に適合しているかについて、契約時のみでなく納入時の書類に関して水道技術管理者が関与していなかったため、体制を構築するとともに、薬品等を適切な頻度で購入し、適正な管理をすること。 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は土木施設の定期点検が行われておらず、水道技術管理者の関与がないため、体制を構築すること。 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は給水の緊急停止や給水停止の指揮命令系統が明確でなく、水道技術管理者の位置付け又は関与がないため、体制を構築すること。 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は施設検査および健康診断において、水道技術管理者の決裁がないため、明確な関与が確認できるよう、体制を構築すること。 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は受託水道技術管理者の責務及び権限について、規定等で明定しておらず、総括責任者との関係が不明確となっているため、受託水道技術管理者となる者の責務及び権限について明定すること。	35

項目	指 摘 事 項	件数
	布設工事監督者 布設工事監督者について、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすることとされているが、貴水道事業は規定等で明定していなかったため、明定すること。	3
認可等に関すること		2
	認可 貴水道事業における自己水源のうち、地下水の取水に関しては、長期にわたり、認可（届出）計画値との間で乖離が大きい状況にあり、目標年次までの地下水運用方針について、立入検査時に回答が得られていないため、今後は、各水源別の取水の運用にあたって、認可（届出）計画値に整合した取水の運用を図ること。 水道法施行規則第6条第2号の規定により、簡易水道事業との統合について配慮して設定された認可にもかかわらず、貴水道事業においては、統合予定時期を過ぎているため、今後の統合までのスケジュールを明らかにし、統合にあたって県と調整を図ること。	2
	各種届出	0
	給水開始前検査	0
水道施設管理に関すること		54
	施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、水道施設の定期点検が行われていなかったため、定期点検を行うこと。 鉛製給水管について、鉛製給水管を使用している住宅を特定できない場合においては、給水台帳等の保有情報を確認することにより特定に努めることとされているが、貴水道事業は確認をしていなかったため、鉛給水管を使用している住宅の特定に努めること。 鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は布設替計画が未策定及び広報活動が不十分であるため、適切に実施すること。 鉛製給水管の適切な対策について、貴水道事業は鉛製給水管を使用している給水管における鉛濃度の把握が不十分なため、適切に実施すること。 水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業は耐震化計画を策定していなかったため、策定すること。	

項目	指 摘 事 項	件数
	次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度が最も上昇していると考えられる時点において、薬品基準への適合確認を行うこととされているが、適合確認が行われていなかったため、適合確認を行うとともに、薬品について、取扱責任者を定め、薬品台帳を整備するなど、適切な管理をすること。 次亜塩素酸ナトリウムの購入仕様書について、次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度を規定することとされているが、貴水道事業は、契約時に次亜塩素酸ナトリウムの仕様を規定していなかったため、規定すること。 塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められているが、貴水道事業は、保管温度が適切ではなかったため、適切な管理を行うこと。 水道用薬品については、最大注入率を設定することとされているが、貴水道事業は最大注入率を設定していないため、設定最大注入率における薬品基準への適合を確認すること。 配水施設以外の水道施設又は配水池を新設、増設、改造した場合においては、水質検査及び施設検査の実施が義務づけられているが、貴水道事業は、配水管の工事完了後に残留塩素を測定していなかったため、適切に実施すること。	
衛生管理に関すること		6
	健康診断 水道法第21条の規定に基づく健康診断について、病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとされているが、貴水道事業は腸チフス菌及びパラチフス菌の検査が未実施であったため、実施すること。	1
	衛生上の措置 水道事業者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこととされているが、貴水道事業は一般の注意を喚起するに必要な掲示等をしていなかったため、設置すること。	5
水質検査に関すること		19
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項が未記載であったため、記載すること。 水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、同条第7項の規定により、水質検査を委託する場合における当該委託の内容を記載しなければならないが、貴水道事業においては、当該委託の内容の記載が不明確だったため、適切に記載すること。	

項目	指 摘 事 項	件数
	水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、同条第7項第2号で規定された検査の回数及びその理由に関する記載が不十分なため、同規定に基づき適切に記載すること。 水道法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査について、ジェオスミン及び2-MIBについては省略することができるが、概ね3年に1回程度は水質検査をすることとされているが、貴水道事業においては水質検査を行っていなかったため、省略した項目についても水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。 水質検査に供する水の採取場所について、水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所を原則とするとされているが、貴水道事業は、系統別に浄水池の出口を水の採取場所としていたため、水道事業者に供給する場所に変更すること。 水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、末端等水が停滞しやすい場所を選定していなかったため、適切な採取場所とすること。 原水に係る水質検査の実施について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施しなければならないが、ジェオスミン及び2-MIBの水質検査が実施されていなかったため、実施すること。	
水質管理に関すること		4
	汚染源の把握	0
	クリプトスポリジウム対策	4
	クリプトスポリジウム等の対策について、貴水道事業はクリプトスポリジウム等対策指針に定める適切な施設点検を実施していなかったため、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を分類し、各分類に対応した施設点検等を実施すること。	
危機管理に関すること		117
	テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、策定すること。 テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業は訓練が実施されていなかったため、訓練を実施するとともに、定期的にマニュアルを見直すこと。 テロ対策について、水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、浄水場の水道施設の侵入防止措置が不十分であるため、フェンスの高さを上げるなど水道施設の警備の強化を図り、水質管理を徹底すること。	

項目	指 摘 事 項	件数
	地震対策について、地域の実情に即した地震防災の計画に地震防災応急対策の具体的内容を定めることとされているが、貴水道事業は具体的内容を定めていなかったため、定めること。	
	地震対策について、発災後、市町村長等が行う応急給水に対する水道事業者等の協力については、その役割分担、必要水量、時期及び給水拠点の把握を行った上で、手順、方法等に関する応急給水要領等に係る内容を明示することとされているが、貴水道事業は応急給水体制が不十分であるため、整備すること。	
	停電対策について、地震、風水害等に備えた防災計画について、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定した防災計画を策定することとされているが、貴水道事業においては策定していなかったため、策定すること。	
	停電対策について、停電時に備えた体制整備等に取り組むこととしているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルを策定すること。	
	渇水対策について、渇水時に予想されるすべての事態を想定して、渇水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴事業体は作成していなかったため、渇水対策活動を効果的に行えるよう計画を作成するとともに、渇水対策活動に関する指揮命令系統を明確にすること。	
	クリプトスポリジウム等の対策について、貴水道事業はクリプトスポリジウム等対策指針に定める適切な施設点検を実施していなかったため、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を分類し、各分類に対応した施設点検等を実施すること。	
	情報セキュリティ対策について、水道分野における独自の情報セキュリティ対策が策定されていないため、策定すること。	
	新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は適切な対策がとられていなかったため、新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定すること。	
	基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業は応急給水体制が構築されていなかったため、構築すること。	
	運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道事業においては整備されていなかったため、運転手引書を整備すること。	
	水道水源における水質事故への対応について、緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施するための実働的なマニュアルを整備することとされているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、整備すること。	
	事故対応について、事故時の応急給水や、より迅速な復旧を図るための体制を確保することとされているが、貴事業体は応急給水体制が確立されていないため、確立すること。	

項目	指 摘 事 項	件数
	給水停止措置等の緊急事態対応について、指揮命令系統が明確になっていないため、明確にすること。	
住民対応に関すること		2
	水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況等について、水道の利用者に対し、定期的に情報提供しなければならないが、貴水道事業は、内部における情報公開体制の不備によりホームページ上に情報が掲載されていなかったため、内部における連絡体制を見直すとともに、適切な広報が行われる体制を構築すること。 水道法施行規則第17条の2の規定に基づき、第1号から第6号までに掲げるものにあつては、毎年1回以上定期に水道の需要者に情報提供しなければならないが、貴水道事業は一部の情報（水道事業の実施体制に関する事項、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項、給水装置及び貯水槽水槽の管理等に関する事項）について、定期的な提供が行われていなかったため、毎年1回以上定期に情報提供を行うこと。	
資源・環境に関すること		0
その他		0